

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率			
表 1 施設事務費基準限度額 (単位:円)							
	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
	定員						
	20名以下	221,500	216,800	213,700	212,200	210,600	209,000
	21 ~ 30	147,900	144,800	142,700	141,700	140,700	139,600
	31 ~ 40	111,200	108,800	107,300	106,500	105,700	104,900
	41 ~ 50	89,100	87,200	86,000	85,300	84,700	84,100
	51 ~ 60	82,700	80,900	79,800	79,200	78,600	78,000
	61 ~ 70	71,000	69,500	68,500	68,000	67,500	67,000
	71 ~ 80	62,200	60,900	60,000	59,600	59,100	58,700
	81 ~ 90	55,400	54,200	53,400	53,000	52,700	52,300
	91 ~ 100	49,900	48,900	48,200	47,800	47,500	47,100
	地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
	定員						
	20名以下	207,500	205,900	204,400	202,800	199,700	195,000
	21 ~ 30	138,600	137,500	136,500	135,500	133,400	130,300
	31 ~ 40	104,100	103,400	102,600	101,800	100,200	97,900
	41 ~ 50	83,500	82,800	82,200	81,600	80,400	78,500
	51 ~ 60	77,400	76,800	76,200	75,700	74,500	72,700
	61 ~ 70	66,500	66,000	65,500	65,000	64,000	62,500
	71 ~ 80	58,300	57,800	57,400	56,900	56,100	54,800
	81 ~ 90	51,900	51,500	51,100	50,700	49,900	48,800
	91 ~ 100	46,800	46,400	46,100	45,700	45,000	44,000

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率			
表 1 施設事務費基準限度額 (単位:円)							
	地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
	定員						
	20名以下	219,700	215,000	213,500	210,400	208,800	207,200
	21 ~ 30	146,700	143,600	142,600	140,500	139,500	138,400
	31 ~ 40	110,200	107,900	107,100	105,600	104,800	104,000
	41 ~ 50	88,400	86,500	85,900	84,600	84,000	83,400
	51 ~ 60	82,000	80,200	79,700	78,500	77,900	77,300
	61 ~ 70	70,400	68,900	68,400	67,400	66,900	66,400
	71 ~ 80	61,700	60,400	59,900	59,100	58,600	58,200
	81 ~ 90	54,900	53,800	53,400	52,600	52,200	51,800
	91 ~ 100	49,500	48,500	48,100	47,400	47,100	46,700
	地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他	
	定員						
	20名以下	205,700	204,100	201,000	199,500	194,800	
	21 ~ 30	137,400	136,400	134,300	133,200	130,100	
	31 ~ 40	103,200	102,500	100,900	100,100	97,800	
	41 ~ 50	82,800	82,100	80,900	80,300	78,400	
	51 ~ 60	76,700	76,200	75,000	74,400	72,700	
	61 ~ 70	65,900	65,400	64,400	63,900	62,400	
	71 ~ 80	57,800	57,300	56,400	56,000	54,700	
	81 ~ 90	51,400	51,000	50,300	49,900	48,700	
	91 ~ 100	46,400	46,000	45,300	45,000	43,900	

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担
				(補助)率

表 2 指導員1人当たり加算限度額

(単位:円)

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員						
20名以下	25,600	25,100	24,700	24,500	24,300	24,100
21 ~ 30	17,100	16,700	16,400	16,300	16,200	16,000
31 ~ 40	12,800	12,500	12,300	12,200	12,100	12,000
41 ~ 50	10,300	10,000	9,900	9,800	9,700	9,600
51 ~ 60	8,500	8,400	8,200	8,200	8,100	8,000
61 ~ 70	7,300	7,200	7,000	7,000	6,900	6,900
71 ~ 80	6,400	6,300	6,200	6,100	6,100	6,000
81 ~ 90	5,700	5,600	5,500	5,400	5,400	5,300
91 ~ 100	5,100	5,000	4,900	4,900	4,900	4,800

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員						
20名以下	23,900	23,700	23,500	23,300	22,900	22,300
21 ~ 30	15,900	15,800	15,700	15,500	15,300	14,900
31 ~ 40	11,900	11,800	11,700	11,600	11,400	11,100
41 ~ 50	9,500	9,500	9,400	9,300	9,200	8,900
51 ~ 60	8,000	7,900	7,800	7,800	7,600	7,400
61 ~ 70	6,800	6,800	6,700	6,700	6,500	6,400
71 ~ 80	6,000	5,900	5,900	5,800	5,700	5,600
81 ~ 90	5,300	5,300	5,200	5,200	5,100	5,000
91 ~ 100	4,800	4,700	4,700	4,700	4,600	4,500

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担
				(補助)率

表 2 指導員1人当たり加算限度額

(単位:円)

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員						
20名以下	25,400	24,800	24,600	24,200	24,000	23,900
21 ~ 30	16,900	16,600	16,400	16,200	16,000	15,900
31 ~ 40	12,700	12,400	12,300	12,100	12,000	11,900
41 ~ 50	10,200	9,900	9,900	9,700	9,600	9,500
51 ~ 60	8,500	8,300	8,200	8,100	8,000	8,000
61 ~ 70	7,300	7,100	7,000	6,900	6,900	6,800
71 ~ 80	6,400	6,200	6,200	6,100	6,000	6,000
81 ~ 90	5,600	5,500	5,500	5,400	5,300	5,300
91 ~ 100	5,100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,800

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員					
20名以下	23,700	23,500	23,100	22,900	22,300
21 ~ 30	15,800	15,600	15,400	15,200	14,900
31 ~ 40	11,800	11,700	11,500	11,400	11,100
41 ~ 50	9,500	9,400	9,200	9,100	8,900
51 ~ 60	7,900	7,800	7,700	7,600	7,400
61 ~ 70	6,800	6,700	6,600	6,500	6,400
71 ~ 80	5,900	5,900	5,800	5,700	5,600
81 ~ 90	5,300	5,200	5,100	5,100	5,000
91 ~ 100	4,700	4,700	4,600	4,600	4,500

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「17/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。)9-49附則別表(以下「附則別表」という。)第2の支給割合が17/100とされている地域とする。</p> <p>(2) 「14/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が14/100とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。</p> <p>(4) 「11/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が11/100とされている地域とする。</p> <p>(5) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、東久留米市、逗子市、摂津市とする。</p> <p>(6) 「9/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が9/100とされている地域及び綾瀬市、座間市とする。</p> <p>(7) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域及び大東市とする。</p> <p>(8) 「7/100」とは、東大和市、松原市とする。</p> <p>(9) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び狹山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、大坂狹山市、大阪府忠岡町、川西市とする。</p>		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「16/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。)9-49附則別表(以下「附則別表」という。)第2の支給割合が16/100とされている地域とする。</p> <p>(2) 「14/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が14/100とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。</p> <p>(4) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小金井市、逗子市、摂津市とする。</p> <p>(5) 「9/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が9/100とされている地域とする。</p> <p>(6) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域及び習志野市、八千代市、東久留米市とする。</p> <p>(7) 「7/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が7/100とされている地域及び綾瀬市、座間市、大東市、松原市とする。</p> <p>(8) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び狹山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、東大和市、大阪府狹山市、大阪府忠岡町、川西市とする。</p> <p>(9) 「4/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が4/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。</p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(10) 「<u>5/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>5/100</u>とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。</p> <p>(11) 「<u>3/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>3/100</u>とされている地域及び長岡京市、広島府中町とする。</p> <p>(12) 「その他」とは、(1)から(11)以外の地域とする。</p> <p>2 略</p> <p>2 略</p>		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(10) 「<u>3/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>3/100</u>とされている地域及び長岡京市、広島府中町とする。</p> <p>(11) 「その他」とは、(1)から(10)以外の地域とする。</p> <p>2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。</p> <p>2 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する婦人相談所一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。</p>		